

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第120号



【相談事例紹介】一人暮らしを始める子どもの新生活の注意点は？

相談 いろいろな契約上のトラブルに巻き込まれないためにどのようなことに気を付けるよう伝えればよいか教えてほしい。

回答 一人暮らしを始めたばかりだと、いろいろな勧誘から狙われる危険性があります。「自分で何でもできる」「自分は絶対騙されない」という考え方は危険です。勧誘はお店の人からとは限りません。知人や先輩などから「必ずもうかるよ」と甘い言葉で投資や闇バイトなどの誘いがあるかもしれません。またはSNSで出会った見知らぬ人と友人感覚や恋愛感情になり、投資や副業などを勧められ、「借金してもすぐに元を取れるから」と消費者金融で借金をさせられたという相談もあります。

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生を除く満18歳以上であれば親の同意がなくても自分の意思で契約することができるようになりました。未成年者取消権がなくなるため、お店や通信販売などで商品を購入する際は、支払えるかを考え、計画的にお金を使うことが求められます。

契約とは、双方の意思が合致し、法的な責任が発生する約束のことです。お店で消費者が「これください」と言い、お店の人が「〇〇円ね」と提示し、納得し支払うと、その時点で契約成立となります。通常、契約成立後は一方的に契約を解除することはできません。

しかし、アパートに勧誘員が訪ねてきて新聞の購読契約をした(訪問販売)や、電話での勧誘を受け契約した(電話勧誘)、道を歩いている時に呼び止められ無理やり契約させられた(キャッチセールス)など、不意打ち的に契約に至った場合はクーリング・オフという無条件に解約できる制度を利用することもあります。

困ったときは一人で悩まず、親や家族、警察や消費生活センターなどに相談するようにしましょう。



消費生活センターから

～引っ越しの準備はお早めに～

毎年この時期は、転勤や新入学シーズンなので、引っ越し業者も大忙しです。希望の日時で引っ越しができるように、早めに手配するようにしましょう。

「見守り新鮮情報」や 「子ども・若者サポート情報」を紹介

国民生活センターから発行されているリーフレットです。悪質商法や詐欺の啓発、製品事故情報などをメールマガジンでも入手できます。

▶詳細はこちら



ひとこと助言

- 携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が寄せられています。
- 契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。
- 不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談してください。(消費者ホットライン188)

引用:「見守り新鮮情報 第529号(2025年12月4日発行)」

見守り 新鮮情報

機種変更のために**携帯電話ショップ**に出かけ、同系列のキャリアが提供する端末を熱心に勧められ**契約**した。その後、契約書を確認したところ、**断ったはずのオプション**などが付けられているうえ、**セキュリティソフト**も契約させられていた。納得できない。(60歳代)



不要なオプションが 付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

幕別町消費生活センター(電話相談: ☎055-5800)

窓口	札内	月曜～金曜	午前9時～午後4時	札内コミュニティプラザ 消費生活センター 役場1階相談室 忠類コミュニティセンター
	幕別	火曜・木曜	※札内:第1・3・5水曜は午後7時まで	
	忠類	第2・4水曜	※忠類:事前予約が必要	

気を付けて! 悪質商法

少しでも、おかしいと思ったら

ちょっと待った!

1人で悩まず、すぐ相談を!!

この話
本当?

こんなに
いい話
なぜ
私にだけ?

借金してまで
お金を用意
しないといけないの?

「人に相談してはだめ」
って
おかしくない?

